

「人権擁護委員の日」

無料 人権なんでも相談所開設

みんなで築こう人権の世紀

～考えよう相手の気持ち 未来へつなげよう 違いを認め合う心～

相 談 案 内

みなさんが、これは人権問題ではないだろうかと感じたり、困りごとや心配ごとがありましたら、人権擁護委員にご相談ください。

女性・子ども・高齢者の人権、部落差別（同和問題）、家庭内（結婚、離婚、夫婦、親子、相続、扶養等）隣近所とのもめごと等幅広い相談に応じます。



第18回ほのぼの写真コンテスト
人権擁護委員協議会長賞
おいしいおこめになあれ

むずかしい手続きも必要なく、相談は無料 で秘密は固く守られます。
どの会場に相談に行かれてもよいです。

月 日 期	会 場	住 所
6月1日 月	きつき生涯学習館	杵築市杵築126-1
	山香中央公民館	杵築市山香町野原1010-2
	杵築市役所大田庁舎	杵築市大田石丸445
6月1日 月	みんなかん	国東市国見町伊美2300-2
	国東市役所二階会議室	国東市国東町鶴川 149
	武蔵中央公民館	国東市武蔵町古市1107-1
	安岐総合支所	国東市安岐町中園100
6月1日 月	日出町中央公民館	日出町日出3891-2

市町名	氏 名	住 所
杵築市	藤原哲夫	大内宿
	芝尾貴佐子	南杵築
	池永路子	津井
	山本淳子	八坂
	市村孝徳	龍野
杵築市山香町	阿部智恵美	久木野尾
	河野真徳	向野
杵築市大田	裏安博	広瀬
	工藤美喜子	波多方
国東市	宮内洋子	沓掛
	田邊貴子	浜
国東町	橋本素子	横手
	池田来美	富来
国東市武蔵町	中井成美	治郎丸
	一丸久子	丸小野
国東市安岐町	館博隆	三井寺
	都留康秀	糸原久
国東市国見町	時枝由美	成塩
	豊田富美子	西本
日出町	小俣恵美子	朝来
	服部伴夫	野田
日出町	手嶋幸吉	岐部
	宮本浩吉	竹田津
日出町	伊美哲二	豊岡
	森廣美砂子	豊岡
日出町	藤原和彌	川崎
	帯刀志朗	川崎
日出町	中野洋子	藤原
	西田さよ子	藤原
日出町	河野健二	大
	宮本洋二	神
日出町	利光浩一	
	西村正巳	

午前10時から午後3時まで

★人権擁護委員は右の表のとおりです。気軽にご相談ください。

★なお、大分地方法務局杵築支局において毎週月～金曜日は同支局の職員、また毎週木曜日は人権擁護委員が相談に応じております。

主 催 杵築人権擁護委員協議会
大分地方法務局杵築支局
杵築市大字杵築665番地137
☎ 0978-62-2271
後 援 杵築市・国東市・日出町

人権相談電話
みんなの人権110番
0570-003-110



杵築市からのお知らせ



★6月23日から29日は「男女共同参画週間」です。

家庭や職場、地域社会において、「男は仕事、女は家庭」等、性別による役割分担意識が未だに根強く残っています。このような意識に基づく社会制度や慣行の見直し、職場での女性の活躍、男性の育児や介護への参加など性別にかかわらず、個性と能力が発揮でき、生きがいのある充実した生活を送ることができる社会が男女共同参画社会です。

「男女共同参画週間」は、「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である6月23日にちなんで、平成12(2000)年に定められました。期間中、全国で様々な取り組みが実施されます。

杵築市では、「男女共同参画週間」に合わせ、杵築人権擁護委員協議会等と協力して「街頭啓発キャンペーン」等の啓発活動を行います。

～令和8年度「男女共同参画週間」キャッチフレーズ(内閣府男女共同参画局)～
『あなたらしさが、社会のチカラ』

差別を解消するための3つの法律！

平成28(2016)年に、人権に関する法律が相次いで、施行されました。



① 障害者差別解消法「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に定められました。具体的には、障害を理由とした「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮」を行うよう明文化するとともに、国や地方公共団体に法的義務、事業者には努力義務を定めました。※法律の一部改正により令和6(2024)年4月1日から、民間事業者による「合理的配慮」の提供が「努力義務」から「法的義務」になりました。

★心豊かなまちづくり条例(通称)「杵築市障がいのある人もない人も心豊かに暮らせるまちづくり条例」

杵築市では、この法律を踏まえ、障がいのある人を取り巻く状況の改善に杵築市全体で取り組み、障がいのある人もない人も、みんなで助け合い、いつまでも安心して暮らせるあたたかいまちづくりを実現するため、この条例を制定しました。

② ヘイトスピーチ解消法「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

この法律は、日本以外の国や地域の出身者への差別解消に理解を深め、不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、人としての尊厳を傷つけたり差別的意識を生じさせたりすることなく、民族や国籍等の違いを超え、互いの人権を尊重し合う社会の構築をめざしています。

③ 部落差別解消推進法「部落差別の解消の推進に関する法律」

部落差別問題は長年の取組により解消に向かっているものの、未だに身元調査や結婚差別等の許しがたい差別事象が起こっています。さらに、情報化の進展に伴い、インターネットへの差別的書き込み等も発生しています。全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下、改めて部落差別の解消の必要性について国民に理解を求めるとともに、人権教育・啓発活動を進め、相談体制の充実を図り、部落差別のない社会の実現をめざしています。

◎ 杵築市ではこの3つの法律の趣旨を踏まえ、部落差別をはじめとするさまざまな人権問題の解決のため、引き続き人権教育・啓発活動を進めます。

市民一人ひとりが力を合わせて、差別や偏見のない豊かな明るい社会を築きましょう。